資料１

目　黒　区

Ⅲ　食物アレルギー対応までの流れ

情報1（就学前・転入）

【様式2】
食物アレルギーについての調査のお願い

◎保護者からの申出

情報2（就学後）

・学校だより等で周知
・学級担任、栄養教諭または学校栄養職員等への申し出

◎定期健康診断等
◎健康カード等
◎家庭での食事
◎保護者からの申出

情報3（学校の状況）

給食施設の設備規模、給食現場等の諸条件

◎アレルギー対応の数
◎除去の困難性、難易度
◎設備状況等

就学児健康診断や新入生説明会、定期健康診断、転入時などの機会をとらえ、情報を収集・整理する。

対象となる児童・生徒の保護者に必要な書類（様式3、4）を渡し、個別面談の日程を決める。

学　校

校内食物アレルギー対応検討委員会（例）
構成員（学校長、副校長、学級担任、養護教諭、給食主任、栄養教諭または学校栄養職員等）

●個別面談
検討委員会のメンバーが出席して保護者から聞き取りを行う。

【様式3】
・学校生活管理指導表
・除去食品指示書

【様式4】
食物アレルギー対応申出書兼記録票

※保護者からの要望があり、児童も納得していることを確認する。
※対応の仕方について確認する。
①献立内容の提示方法　②対応内容の調整方法
③配膳の方法　④緊急時の対応

●対応の決定
収集した情報及び判断基準に基づき、各校の実情を考慮に入れたうえで検討委員会で対応を決定する。決定後は、速やかに全教職員に周知する。

【様式4】
食物アレルギー対応申出書兼記録票作成

保護者

●アレルギー対応の開始
保護者との連携を密に対応を進める。

対応

アレルゲンとなる食品が給食に使ってあり、調理の過程で除去が可能な場合
▼
除去食対応

アレルゲンとなる食品が給食に使ってあり、調理の過程で除去が困難
▼
献立に応じて弁当持参